

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年2月27日（金） 9:05～9:25
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団 混志会 瀬田クリニックグループ代表
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

- 門脇 光浩 仙北市長
- 藤村 好正 仙北市総務部長
- 阿部 慶太 仙北市総務部総合防災課長

<事務局>

- 内田 要 内閣府地方創生推進室長
- 富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 無人自動飛行（ドローン）に関する提案
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、少し定刻を過ぎておりますが、本日も国家戦略特区ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は国家戦略特区の2次指定、要するに地方創生特区を3月に指定をするという方向での議論をしているところでございますけれども、1月27日、ちょうど1カ月前に国家戦略特区諮問会議を開催させていただきましたときに、その候補につきましては諮問会議で

議論をさせていただいたわけですが、その後、幾つかの自治体から新たに手が挙がっております。さらに、そこにリストアップされていた自治体からも例えば近未来技術実証特区の関係など、追加の御提案がございましたので、本日1日かけまして、そのあたりの追加についてのヒアリングをさせていただくという段取りになってございます。十幾つかの自治体につきましてヒアリングをさせていただくわけですが、トップバッターとしまして仙北市からヒアリングを開始したいと思います。

○八田座長 それでは、早速御説明をお願いしたいと思います。

○門脇市長 おはようございます。秋田県仙北市の市長の門脇光浩と申します。

隣が総務部長の藤村でございます。

その隣が総合防災課長の阿部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、私どもは近未来技術実証特区についてぜひお話をお聞きいただきたいという思いで向かった次第でございます。

近未来の中で無人自動飛行機、ドローンに関する御提案ということでありますが、仙北市の場合は大変広大な森林を持っておりまして、しかも2つの活火山を持っている。活火山では今まさに40年周期で噴火するだろうと言われていた秋田駒ヶ岳という火山も入っておりますけれども、そういう森林資源を大変有効活用したいという思いがありまして、今回の地方創生特区、国家戦略特区のほうに御提案をさせていただいている案件がありますが、また、これは大変連動いたしますので、ぜひ私どもに実証実験の場を提供させていただけないかという思いで伺った次第であります。

ドローンでありますけれども、皆様よく御存じのとおりであります。まだまださまざまな技術開発が必要だというお話もありますけれども、私ども大変実は期待している部分があります。この期待している部分を今回の提案の理由とさせていただきたいと思っている次第であります。

1点目は、先ほどお話をさせていただいた火山監視・遭難救助への活用であります。これはきょう総合防災課長の阿部もおりますので、実は大変遭難が多いという事案に対して少しお話をさせていただきたいと思って伺っている次第でございます。

また、動物の行動範囲調査の活用でありますけれども、これはクマとかニホンジカが大変多くなっておりまして、人間と接触する機会がふえて、けが人が出ているという状況があります。こういうようなところで空中からの例えば赤外線等の導入で安全を確保することができるのではないかという思いもあります。

また、農業への活用であります。これは家畜の環境整備であったり、病気等の拡散に対して大変有効な監視力があるのではないかということをご想定しております。

4点目としては、森林育成の調査でありますけれども、上空から森林の施業の状況を確認することができます。また、広葉樹林、針葉樹林の分布についても適切な管理が可能になるのではないかという面があります。

5点目は、観光への波及でありまして、これはまさに今、最先端技術の実証を行うとい

う、仮にそういう自治体になれるとすれば、私どもの町は観光資源に大変恵まれておりまして、本当に日本で有数の温泉地域でありますし、風光明媚でありますし、武家屋敷等、大変素晴らしい文化にも恵まれている町でありますので、そういうところで国際会議もできるのではないかという夢はふくらむばかりでありますけれども、どうか皆様方にこの提案をお認めいただければありがたいという思いであります。

最初のお話はこれくらいということ。

○八田座長 どうもありがとうございました。

ドローンを非常に多面的に使う御提案ということで興味深いのですが、具体的にはどういう規制緩和がこのドローンに関して必要なのか、それについて御説明をお願いしたいと思います。

○門脇市長 昨年8月に国有林地の民間活用を提案させていただいておりますけれども、対象面積は今5ヘクタール以下という状況であります。この5ヘクタール以下というところを拡大していくと、ドローンの実証実験が可能となるということがございます。電波法であったり、今、ドローンが実は規制が余りないという状況がありますけれども、むしろそれで安全対策を怠ってしまうという状況ではいけないということで、規制緩和というものを活用して、これは複雑なお話ですけれども、規制緩和を通して新たな安全対策を行っていくという道筋をつけることができるのではないかと考えているという状況です。

○八田座長 規制改革というのは緩和するだけではなくて、時には強化したり、時には新しくつくったりしなければいけないと思うのですが、このドローンに関しての一番の問題は、下に人が歩いていたり人家があったりすると危ない。それが1つの懸念でいろいろと厳しく、実際問題として人家の上は通れないということがあるわけです。そうすると例えばここで火山監視という場合に具体的に考えていらっしゃるの、どういう時間帯、どういう頻度で、どういうふうに安全性を確保してやろうとなさっているのか。そこについてもしお考えがあったらお願いします。

○門脇市長 そこは防災課長からお話いただきますけれども、実はこの3日ぐらい前に秋田駒ヶ岳から水蒸気が立ち上げておりまして、40年周期と言われていたものですから、1970年に噴火していますので、周期としては噴火しておかしくないという周期を迎えていてどきどきしているわけです。

○八田座長 火山が特区の味方をしているような。

○門脇市長 少し火山の関係について、阿部からお話したいと思います。

○阿部課長 阿部と申します。よろしく申し上げます。

私から駒ヶ岳の諸状況について申し上げます。現在は監視されておましてレベル1ということで通常であるということでお話されておりますけれども、最近、岩手、青森、東北地方は頻りに地震が発生しておりまして、特に御嶽山の噴火により地元の集落の方々も過去に噴火経験がありましたので、非常に過敏になっているところもございました。先日の地震に際しても、これは何だという話になった途端に、実は先週の土曜日は実にいい天

気に恵まれまして、ほとんど無風の状態になりましたら、噴気がいきなり通常見えないところからも見えたということで、またひと騒動起こりまして、どうなんだということでの問い合わせがまいました。

秋田气象台、仙台气象台に確認していただきましたけれども、これは通常のレベルで大丈夫ですよというお話はいただいておりますが、近年頻繁にそういうふうには噴気が見られますと、どうしても住民意識というものが過敏になってしまう。そこでこういうドローンという形で上空からの調査がスムーズにできると、こういう状態であっても、逆にうちのほうからも气象台に画像の提供をいたしまして、すぐさまその情報を確認できるのではないかと考えております。

離着陸については、うちには田沢湖スキー場がございますので、そういうようなところを活用しながらやれば一番いいのかなと考えております。

○八田座長 そうすると、入山禁止した時点で使えるというのは当然だろうと思うのですが、禁止する前も使う。人が入っているところでも使えるのではないかと。そういうお考えですか。

○阿部課長 はい、そうです。

○八田座長 わかりました。

それから、クマとかニホンジカの行動範囲ですが、これも山の中に人が入っているかもしれないわけですね。先ほどそれは得られる利益のほうが多いだろう。要するにひょっとして落ちるかもしれない損失よりも大きいだろうということですか。

○門脇市長 今、国有林も最大活用いただくということで、例えば山菜をとりに行ったりする方々の入山があるわけですがけれども、ほぼ一帯は国立公園内だと思っていただいて結構です。そういうところですので、そんなに実は人の流れがあるということではないわけでありまして。

今回の書類の2枚目に国有林の分布図を差し上げておりますけれども、簡単に言うと、これは林道の分布図なのですが、赤の線引きしているところは民有林地、私有林も含めての要するに国有林以外の道路です。緑が国有林の中を走っております林道でありまして、この部分を見ていただくと、ほとんどの山間部が実は国有林の中にあるということでありまして、今、国有林の民間活用を何とかお願いしたいという話をしておりますけれども、ですからそんなに頻繁に人が入っているという状況ではない。だけれども、そういう状況の中でも年に何回、クマと遭遇してという話が出ているのですが、できるだけクマはクマの食性を守っていただいて、人間は人間の食性を守っていただくということで住み分けをしたほうがいいとは思っているのですが、なかなかうまくいかない状況があります。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から伺いたいと思います。

○本間委員 農業の活用のところですがけれども、やはり人に対する安全性のようなことで、放牧とか山地酪農みたいな形だと使えるかなという気はするのですが、農業への活用のと

ころをもう少し御説明いただけるとありがたいです。

○藤村総務部長 今おっしゃったとおりで、現在うちのほうでも市営の放牧場を夏山、冬里という感じ。結構な面積なので、たまに行方不明になる牛が中にはいるのですけれども、そういうものを赤外線センサーとかドローンで回って行って、GPSとか使ってこちら辺にそういう反応があるなどすれば、そこに人が行く。同じような意味で遭難についてもうちのほうは春のタケノコ、孟宗竹ではない笹竹のほうのタケノコ、秋のきのこ山菜をとり結構国有林に入る人がいて、そこでの遭難が多いもので、その遭難者の捜索活動も結局は人力がメインなので、先ほど言ったように赤外線センサーとかでそういう反応のあるところに捜索隊が行くようなことができれば、もっと効率的な捜索ができるのかなという思いがあります。

○門脇市長 遭難者が20人ぐらいいるのです。もっといますか。

○藤村総務部長 その年によって違いますけれども、24年については15件発生しまして16人の遭難。25年には14件発生しまして20人の遭難。ことしに入りまして18件で34名が遭難になっています。そのうち死亡する方も多くて24年は5名、25年が3名、ことしは残念ながら8名の死亡行方不明者を出してしまっております。

○八田座長 それは火山ということではなくて、森林とか農業でということですか。

○阿部課長 これについては森林です。春のタケノコと春の山菜もメインになっております。その中でクマの被害に遭われた方々は年に1～2名ずつおります。

○八田座長 そのことを④に直接は書いていないのではないですか。

○門脇市長 ①にまとめてしまったので、④のほうは実は大変。

○本間委員 ただ、雪山の登山とか山菜とりもそうなのですけれども、ドローンがあることによってどの程度防げるかというところがわかりにくいですね。火山情報で今は危険だから上るなよとか、そういう警告はできると思うのですが、雪山登山になるとそのあたりどうお考えなのでしょうか。

○藤村総務部長 ドローンで未然防止というイメージよりは、先ほど言いましたように捜索の効率化という言い方はどうかわかりませんが、そういうところが目標としてはいいのかなと思っています。

○八代委員 ですから、なぜそれができないのかというと、最大の理由はドローンが落ちた場合に生じる事故なのです。だから、そこをもう少しきちんとどれくらいの確率で落ちるのか、それから、落ちたときに飛行機と違って小さいものですから、人間に直撃したら問題は起るでしょうけれども、家にぶつかってもどうってことはないというか、万一のときの被害の説明といたしますか、おっしゃったようにコストベネフィットで見て明らかに望ましいんだということが言えるかと思うのですが、仮に落ちた場合の情報というのはあるのでしょうか。

○門脇市長 今のところそのような知見は私どもは持ち得ていないわけでありましてけれども、一番のドローンの実証する場所で森林がいいなと思っている点は、先ほどから話した

とおり、要するに生活圏ではない広大な面積を持っている土地があるわけです。そこに入る方々というのは目的も山菜とりであったり、もしくは鳥獣被害のための鉄砲を持ってクマを追いかける方だったりするかもしれない。だけれども、そこは生活圏ではないわけがあります。その広大な面積、これは確率としてはゼロではないことはわかりますけれども、そこで上空での実証実験が一番安全性の高い場面を提案できるのではないかという思いがあるということでもあります。

○八田座長 これは事務局的には、もともと規制がないところに新しく規制をつくるという側面と、既に道路の上なんかは通ってはいけないわけでしょう。そこら辺については現在どうなのですか。

○藤原次長 道路の上を通ってもいいのです。恐らく今はルールがないので。むしろ高さのほうですので、御質問は駒ヶ岳ですね。標高何メートルぐらいですか。

○門脇市長 1,600メートルです。

○藤原次長 150メートルまで、あるいは航空路以上ですと250メートル。それ以上は航空法に引っかかるのですけれども、それ以下は大丈夫です。ただ、火口をチェックしようと思ったら相当上を飛ばないといけないので、逆に我々も勉強しないといけないのですが、恐らく航空法が引っかかってくるのです。高く飛ばうと思いますと。ですから、そういったところの特例の措置とか、そういったところを議論していかないといけない。

○八代委員 ただ、航空法は飛行機をコントロールする法律なので、鳥は自由に飛んでいるわけですね。これは鳥みたいなものだと言えないのですか。大きさとか。

○藤原次長 そういう議論をこれからしていかなければいけない。今は少なくとも高く飛ばない。

○八田座長 ほかにございますか。

○阿曾沼委員 これは電波法ですか。距離でコントロールしていく、有人でコントロールしていくわけですね。自動でコントロールすることもできますが、そのプログラムを開発されるのでしょうか、もしくは電波の届く範囲についての何か具体的な御要請はあるのですか。

○門脇市長 電波法はよくわからなかったのです。以前であれば例えばラジコン飛行機を飛ばすときには、絶対に目視できる範囲内にしてくださいという規制があったのです。でも最近GPS等のホバークラフト、自動安定何とか装置というものがあって、有視界飛行でないところに行ったら、そのまま例えば無線のヘリコプターであれば止まっているから大丈夫だみたいな話があって、電波法の範囲がどこまでなのかも私たちが実はよくわからないのです。今回のドローンの件に関しても、その辺をもう少し見ないといけないなという思いがありながら考えた次第であります。

○八田座長 どれもドローンがまさに役に立つもののようにだし、火山の場合にはもし活用できればタイミングよく、これがちょうど必要な時期ということですね。

あと、事務局からございませんか。それでは、本当に遠方から御説明にいらしていただ

きまして、ありがとうございました。